

平成20年(2008年) 4月10日

横須賀市長 蒲谷 亮 一 様

横須賀市情報公開審査会
委員長 原 田 一 明

公文書の非公開公開決定に関する異議申立てについて(答申)

平成18年11月9日付横土建第74号で諮問された公文書非公開決定に関する異議申立てについて、次のとおり答申する。

1 審査会の結論

横須賀市長(以下「実施機関」という。)が、平成13年度から平成17年度に道路建設課において発注された公共工事及び業務委託等の名称(件名)の一覧表の文書について、平成18年9月15日付横土建第53号により文書不存在を理由に非公開の決定をしたことは、妥当である。

2 本件の異議申立ての対象とされた公文書の内容

平成13年度から平成17年度に道路建設課において発注された公共工事及び業務委託等の名称(件名)の一覧表の文書(以下「一覧表」という。)

3 異議申立ての趣旨

異議申立人(以下「申立人」という。)は、実施機関が情報公開条例(平成13年横須賀市条例第4号。以下「条例」という。)11条3項の規定に基づき非公開とした決定(以下「本件処分」という。)を取消し、一覧表の公開を求めるというものである。

4 異議申立ての経緯

- (1) 平成18年9月12日、申立人は、条例10条1項の規定に基づき実施機関に対し、「平成13年度から平成17年度に下水道整備課、道路建設課、公園建設課、用地課において発注された公共工事及び業務委託等の名称(件名)の一覧表の文書」について公文書公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。
- (2) 同年9月15日、実施機関(所管課は土木みどり部道路建設課)は、一覧表が不

存在であることから、条例11条3項の規定に基づき非公開の決定を行った。その理由は「発注した契約（入札によるものを含む）の一覧表を作成していないため。」であった。

- (3) 平成18年10月20日、申立人は、上記決定に不服があるとして、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）6条に基づき実施機関へ異議申立書を提出した。

5 両者の主張

(1) 申立人の主張

申立人が、平成18年10月20日提出の「異議申立書」、平成19年1月20日提出の「諾否決定理由説明書に対する意見書」により主張した内容は、次のように要約することができる。

一覧表の必要性等について

一覧表は、職場を管理・監督する職員が業務を遂行するうえで必ず必要な資料である。年度ごとに各課で集計している一覧文書は、内部資料として業務の執行状況の確認や決算の資料、または議会等への対応等のために必ず作成するものであり、仮に文書がなかった場合でも管理・監督する職員及び担当する職員の手持ち資料として必ず存在するはずである。

公表されている情報について

市は、「入札に関する情報についてはホームページで閲覧可能である。」と説明するが、市のホームページには集計機能がついていないため、道路建設課で発注したものを調べるためには、全ての案件をクリックして最後まで確認しなければならない。また、「横須賀市一般会計・特別会計決算主要事業等に関する説明書（以下「決算説明書」という。）」については、市職員が見るにはよいのであろうが、一般市民にはわかりにくいものである。市は、「発注した公共工事及び業務委託のすべてが集約され、その名称全体を確認できる表はない。」と説明するが、申立人は、すべてが一枚の表でなければいけないと言っているのではなく、「一枚の用紙に一件の情報しか載せていない資料ではなく表の形式になっているもの」を求めており、工事なら工事の一覧表、業務委託なら業務委託の一覧表という形でほしい旨を請求時に説明している。

文書の特定について

一覧表は、1枚の表でなくても、工事又は業務委託の一覧表という形式でよいと実施機関に対して何度も説明をしている。一方、下水道整備課は、申立人

の意図を理解し情報を正確に公開したが、道路建設課は、請求又は要望に応じようとせず非公開決定を行っている。この対応の違いは、不正が内包している可能性が極めて高いのではないかという印象を抱くものである。

(2) 実施機関の説明

実施機関が、平成18年12月15日提出の「諾否決定理由説明書」、平成19年11月26日の当審査会に対する「口頭説明」において主張した内容は、次のように要約することができる。

一覧表の必要性について

実施機関においては、予算及び決算の関連資料については、路線又は事業ごとに作成しているため、請求者の意図する「発注した公共工事及び業務委託の全てが集約され、その名称全体を確認できる表」は存在していない。

道路建設課は、予算費目が道路橋りょう新設改良事業費、防災道路整備事業費、街路事業費などにわかれており、各事業費について、路線ごとに工事費及び業務委託費が予算計上されている。工事及び業務委託の予算執行管理は、各路線の予算執行状況調書に基づくものであって、調書には、工事費、用地費、買収費、委託費、事務費等の予算額の中からそれぞれ執行した金額を記入し管理している。予算執行状況の管理については、所属長自身が業務を把握するうえで、執行調書、工事記録を作成し業務管理を行っている。よって、申立人のいう一覧表がなくても事務執行上支障はない。

文書の特定について

平成18年8月24日に申立人から「平成13年度から平成17年度に道路建設課において発注された公共工事及び業務委託の契約書(入札を除く)」の文書、いわゆる随意契約の契約書の写しの交付の請求を受け、該当する契約書の写しを交付している。また、同請求では対象外となっていた入札分については、市のホームページで閲覧が可能である。よって、申立人は、一覧表の内容に相当する情報はほぼ取得しているものと考えられる。

本件請求書の内容から判断すれば、本件請求の対象文書は、決算説明書が相当するものと思われるが、決算説明書は冊子として既に一般に公表されている。

申立人に対しては、この決算説明書の存在について教示したが、申立人は別の文書を求めた。しかし、申立人からは、文書特定に関する説明がなく、請求の際には、終始「請求書に記載のあるとおりである。」との説明を行った。

文書探索について

請求書の内容からは、決算説明書以外の公文書の特定は困難であったが、「発注した公共工事及び業務委託の全てが集約され、その名称全体の確認できる表」と推測して、事務室内及び倉庫等を探索し、異動した職員に対しても確認したが、申立人が求めていると思われる一覧表は存在しなかった。

6 審査会の判断

審査会は、条例に基づき異議申立ての対象となった一覧表について、申立人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、次のように判断する。

(1) 公表されている情報等について

決算説明書は、地方自治法233条5項に基づき市長が決算を議会の認定に付するに当たり、当該会計年度における主要施策の成果を証明する書類の一つとして作成されているものであり、その形式は一覧表形式となっており、事業名、工事費及び工事概要等が主要事業ごとに記載されている。

市のホームページにおいては、入札に係る工事及び業務委託等については、各事業ごとに、案件名、落札業者、設計金額、落札金額、工事規模等が公表されている。

また、実施機関は、申立人に対して、本件処分前の平成18年9月5日付けの決定において、「平成13年度から平成17年度に発注された道路建設課保有分の公共工事及び業務委託の契約書(入札を除く)」を公開請求に係る公文書の名称として部分公開決定処分を行っている。公開した契約書には、工事名、請負代金額、請負者名等が記載されており、実施機関は、法人代表者の印影を除き公開している。

(2) 文書の作成義務等について

一覧表は、法令に基づいて作成が義務づけられているものではない。また、公文書取扱規程(平成8年横須賀市訓令甲第4号)11条の2には「事案を処理する場合は、原則として公文書を作成しなければならない。」と規定されている。しかしながら、当審査会が実施機関の説明を聴取した限りでは、一覧表が作成されなくても、事務執行上支障がないとする実施機関の説明に不合理又は不自然な点を認めることはできなかった。よって、一覧表は職員が業務遂行において必ず作成しなければならない公文書であると判断することはできない。

(3) 文書不存在について

審査会は、下水道整備課が申立人に対して公開した「平成15年度下水道事業請

負工事一覧表、平成16年度上下水道事業請負工事一覧表、平成17年度上下水道事業請負工事一覧表」を参考にして、これと類似すると思われる公文書の名称について、公文書目録及び保存期間満了文書リスト等の文書管理関係書類を検分したが、一覧表の存在を確認することはできなかった。

また、実施機関による文書不存在についての説明に特に不自然な点はなく、その他一覧表が存在すると推認できる事情もないことから、一覧表を保有していないとする実施機関の説明に不合理な点を認めることもできない。

したがって、実施機関が、一覧表について、平成18年9月15日付横土建第53号により文書不存在を理由に非公開の決定をしたことは、妥当である。

以上、審査会の結論に記載のとおり答申する。

横 須 賀 市 情 報 公 開 審 査 会

委 員 長 原 田 一 明

委 員 三 浦 大 介

委 員 遠 藤 正 敏

委 員 千 賀 重 義

委 員 望 月 由 佳 子

審査会の経過

年 月 日	処 理 等 の 内 容
平成18年10月20日	・ 異議申立ての提起
平成18年11月 9 日	・ 横須賀市長からの諮問<土木みどり部道路建設課>
平成18年12月15日	・ 実施機関から「諾否決定理由説明書」の受理
平成19年 1 月20日	・ 異議申立人から「諾否決定理由説明書に対する意見書」の受理
平成19年10月29日	・ 審議
平成19年11月26日	・ 実施機関からの口頭説明聴取
平成19年12月27日	・ 審議
平成20年 1 月28日	・ 審議
平成20年 2 月25日	・ 審議
平成20年 3 月24日	・ 審議